

【第7期】の申請時に【第5期】【第6期】をまとめて申請される方

一部記入項目や添付書類を省略して申請が可能です。

申請書は【第7期】と【第5期】【第6期】を両方まとめて郵送可能です。★の項目に関してはいずれかの申請書だけ記入ください。

【第7期】申請書



【第5期】【第6期】福岡市

【第5期】【第6期】久留米市

【第6期】その他市町村

※【第5期】【第6期】はエリアによって使用する申請書が異なります。

送付書類は【第5期】【第6期】と【第7期】で共通利用可能なものは1セットで申請可能です。

■共通利用可能な書類(流用申請の場合は★の書類は省略可)

- 本人確認書類の写し(個人事業者のみ) ★
- 役員名簿(法人のみ) ★
- 通帳の写し★
- 店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真★
- 飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し
 - ※【第5期】【第6期】【第7期】の要請期間を満たす有効期限であること
- 給付決定通知の写し(【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれか)
 - ※該当する場合のみ
- 確定申告書★
 - ※申請内容によって提出する書類が異なりますので別添のご案内を確認ください
- 法人事業概況説明書(法人のみ)
 - ※該当する場合のみ
- 青色申告決算書(月別売上高)又は収支内訳書の写し(個人事業者のみ)
 - ※該当する場合のみ
- 売上に係る売上帳等の帳簿の写し
 - ※該当する場合のみ
- 令和3年の要請に応じた月の売上に係る売上帳等の写し
 - ※該当する場合のみ

■下記書類は【第5期】【第6期】と【第7期】で各々提出ください。

- 協力金支給申請額計算書
- 誓約書
- 理由書
 - ※該当する場合のみ
- 営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページ、チラシ等)
- 酒類の提供時間(【第7期】においては酒類及びカラオケ設備を提供していないこと)が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)
 - ※該当する場合のみ
- 賃貸借契約書の写し
 - ※【第7期】で該当する場合のみ
- 令和3年5月分の賃料の支払い実績が確認できる書類の写し
 - ※【第7期】で該当する場合のみ

【第5期】【第6期】をまとめて申請される方は申請する期を封筒へ記入して郵送ください。

